

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成30年10月1日付けで行った開示請求の対象とした5種類の文書のうち「1. 開校を予定している小中一貫校に関する起案・決裁文書」（以下「本件対象文書」という。）に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成30年10月16日付け30瀬教政第413号により行った一部開示決定の処分（本件対象文書について不存在のため不開示とする。）は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成30年10月1日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成30年10月16日付け30瀬教政第413号で行った一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 「開校を予定している小中一貫校について ～子どもたちの、より良い教育環境づくりのために～」(以下「当該資料」という。)は、瀬戸市のホームページにも公開されており、本件対象文書が存在しないことはないとはいえない。

イ 当該資料には文部科学省の「平成25年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から一部引用した箇所があるが、小中一貫校を推進するために意図的に文言を追記して引用しており、それについて瀬戸市教育委員会による適正なチェックを行っていると考えられることから、本件対象文書はあるはずである。

ウ 弁明書において当該資料は「瀬戸市教育委員会において共有を図りながら作成されたもの」と記載されている。「共有を図ることができた」というのであれば決裁されたということであり、「共有を図ることができなかった」というのであれば決裁されていないということである。したがって、本件対象文書が存在しないことは、決裁されていないことであり、当該資料を瀬戸市教育市民フォーラムで使用することはもとより、ホームページに公開してはならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 当該資料は、平成28年9月19日に開催された瀬戸市教育市民フォーラムにおいて、小中一貫校について説明するために、既成の資料等により瀬戸市教育委員会内において共有を図りながら作成されたものであるが、当該資料の作成についての起案・

決裁文書は存在しない。

イ よって、本件対象文書は不存在であり、開示することはできない。

なお、瀬戸市教育市民フォーラムにおいて当該資料を用いて説明をすることに関する起案・決裁文書は存在する。

4 審査請求に係る経過

平成30年10月1日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

平成30年10月16日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付

平成31年1月1日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

平成31年1月25日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼

平成31年2月14日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

平成31年3月4日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼

平成31年3月11日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和元年5月7日 処分庁から審査庁へ回答書を提出

令和元年5月22日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

令和元年5月22日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付

令和元年6月27日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 本件対象文書の有無について

ア 審査請求人は、次のように主張している。

本件対象文書に関する当該資料は、現在も瀬戸市のホームページに公開されており、当然に起案・決裁がされているはずである。併せて、当該資料の「中一ギャップ」に関する記載については、文部科学省の「平成25年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を意図的に引用して作成されたものであり、本件対象文書において処分庁で内容が確認されたと考える。

したがって、本件対象文書が不存在ということは理解できず、存在するものとしている。

イ これに対して処分庁は、当該資料は、平成28年9月19日に開催された瀬戸市教育市民フォーラムにおいて、小中一貫校について説明するために、既成の資料等を基に、瀬戸市教育委員会内で共有を図りながら作成されたものであり、瀬戸市教育市民フォーラムにおいて、当該資料を用いて説明をすることに関する起案・決裁文書は存在するが、本件対象文書については作成していないため存在しないと主張した。

ウ そこで、本審査会は、本件対象文書について処分庁が作成していないため不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

当該資料は、「瀬戸市教育委員会内において共有を図りながら作成されたもの」で

あると弁明し、瀬戸市教育市民フォーラムで使用されるとともに、現在も瀬戸市のホームページに掲載されているものであるので、審査請求人が主張するように本件対象文書により組織的な手続きを経て、瀬戸市教育市民フォーラムで使用されたと考えることが自然である。

よって、本件対象文書の有無について、改めて処分庁に対して確認を行った。

しかし、処分庁からは前述の説明のとおり、当該資料そのものについての起案・決裁を行っていなかったとの回答があり、その結果、本件対象文書の存在は認められなかった。

併せて、処分庁が弁明書において主張している「瀬戸市教育市民フォーラムにおいて、当該資料により説明することについての起案・決裁文書は存在する」という点について、当該起案・決裁文書を確認した。その内容は当該資料を用いて瀬戸市教育市民フォーラムにおいて当該資料を用いて説明することに係る起案・決裁であるものの、当該資料の作成過程や内容等に関する文書や記録等はなく、本件対象文書に代わるものではなかった。

エ したがって、当審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないと結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件について、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

当審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の理念及び趣旨を鑑みると、行政庁は適正にその職務を執行し、市民への説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、意思決定とその経緯を含めた公文書を作成することが必要であり、また公文書を適正に管理することも不可欠である。

処分庁は当該資料について「共有を図りながら作成された」と弁明したが、共有を図ったことが客観的に分かる文書が作成されていなければ、適切に職務が執行されたと理解されることが難しくなる。

適正な公文書管理は、行政庁における適切な職務の執行と市民に対する説明責任を果たすことに資する。公正かつ民主的な行政を推進するためにも、今後事務の改善に努められたい。